

OEEC 再編過程をめぐる英米関係, 1959 年—1961 年

益 田 実

はじめに

1. FTA 交渉の挫折とヨーロッパ域内貿易問題

FTA 交渉挫折後の EFTA 形成過程

FTA 交渉挫折後の EEC の統合進展過程

6 カ国対 7 カ国の対立問題への英米の認識

2. OEEC 再編に向けたアメリカのイニシアチブ

OEEC 再編に関わるアメリカの思惑

OEEC 再編構想へのフランスの関与

3. OEEC 再編をめぐる英米間の協調と対立

ハーター覚書からディロン訪欧

特別経済委員会での OEEC 再編決定と G4 報告

20 カ国代表会議から OECD 設立条約調印まで

むすび

はじめに

61 年 7 月にイギリス政府が決定したヨーロッパ経済共同体 (EEC) 加盟申請は, 63 年 1 月, ドゴールの拒否により挫折した後もそれに代わる選択肢が見出されなかったという点から明らかかなように¹⁾, その時点ですでにヨーロッパ統合の進展に対しイギリスがとり得る唯一の選択肢となっていた。通常これは, 1957 年 2 月のイギリス提案に基づくヨーロッパ経済協力機構 (OEEC) 加盟西欧 17 (後 18) カ国の工業製品自由貿易地帯 (FTA) 設立交渉が 58 年 11 月フランスの反対により挫折し, その後イギリスが非 EEC 諸国の一部とともにヨーロッパ自由貿易連合 (EFTA) を形成し, これを基礎に EEC と EFTA を包含するヨーロッパ規模の貿易自

由化枠組み形成を試みるがそれも実現しないという過程を経て、至った状況であると認識されている²⁾。

この認識は誤りではない。しかし、イギリスの対ヨーロッパ政策が EEC 加盟申請という方向に転換していく上では、49 年以来イギリスにとってヨーロッパ規模の経済・貿易面での協力政策を遂行する主要な装置として機能し、57 年にも EEC を内包するヨーロッパ規模の FTA の枠組みとして選ばれていた OEEC という存在が 60 年末までに消滅したことの持つ意味を見逃してはならない。FTA 交渉挫折のほぼ一年後 59 年 12 月には、アメリカ政府のイニシアチブにより OEEC の再編過程が開始され、60 年 12 月、アメリカ、カナダが加わる大西洋規模の組織であるが、限定的な経済・貿易・開発政策調整機能しか持たない経済協力開発機構 (OECD) 設立条約が調印され、61 年 9 月正式に発足するのである。

OEEC という、ヨーロッパ規模の貿易自由化問題を扱いイギリスが議長国として大きな影響力を行使できた機構が再編され、EEC 対 EFTA の分立を西欧全体規模の貿易自由化枠組み構築により解消するという可能性が消滅したことが、イギリスの政策選択肢を狭め EEC 加盟申請へと踏み切らせていく上で大きな意味を持ったことは明らかである。そのことはヨーロッパ統合史、あるいは EEC 加盟申請に至るイギリス外交史の先行研究においても指摘されている。しかし OEEC から OECD への再編過程は、アメリカによって提案されながらも、イギリスがこれに積極的に協力することにより実現したものでもある。自らの政策選択肢を狭め、忌避されてきた EEC 加盟申請に至らしめる上で大きな効果を持った OEEC 再編に、なぜイギリスは積極的に貢献したのか、ここには一つの矛盾があり、その点についての説明は先行研究においては十分とは言えない³⁾。

本研究はこの問題意識から、英国立公文書館収蔵イギリス政府文書、米国立公文書館収蔵アメリカ政府文書を一次史料として OEEC 再編過程でのアメリカの行動へのイギリスの対応を分析するものである。

※本研究の遂行にあたっては日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究 (C) (課題番号 20530132: 課題名「OEEC から OECD への再編と「大西洋共同体」内の英米欧関係, 1958-1961 年」) の交付を受けた。

1. FTA 交渉の挫折とヨーロッパ域内貿易問題

本章ではまず、OEEC 再編過程と並行して進行した EFTA の形成過程、EEC 域内貿易自由化の進展過程を見た後、EEC6 カ国と EFTA7 カ国の分立という状況に対して、英米両国がどのような認識を抱いていたのかを検討する。

FTA 交渉挫折後の EFTA 形成過程

フランス政府情報相スーステルが記者会見により、社会政策調整の困難を理由に FTA 交渉の継続は困難であると述べたのは 58 年 11 月 14 日のことである。公式には 12 月の OECC 閣僚理事会で FTA 交渉挫折が確認されるが、すでに 12 月 1 日にジュネーブでイギリスは、後に EFTA を形成することになる、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、オーストリア、スイス、ポルトガル諸国と官僚会議を開催し、非公式に 7 カ国独自の工業製品 FTA 形成の可能性を検討し始めていた。FTA 交渉挫折後イギリスがまず懸念したのは、59 年 1 月 1 日に迫った第 1 回の EEC 域内関税削減により対 EEC 貿易差別を受けることであった。結局 EEC 諸国は、第 1 回関税削減を全 OECC 諸国に最恵国待遇で適用するものとし、貿易差別は回避された⁴⁾。

しかし、中立国としての立場上 EEC 加盟が困難と考えられたスウェーデン、スイスなども、EEC による貿易差別への警戒感を強めており、非 EEC 7 カ国が共同歩調をとることが EEC との包括的貿易合意、究極的なヨーロッパ規模の自由貿易体制構築につながるとの認識で、イギリスと一致した。7 カ国間の議論は当初スウェーデン政府のイニシアチブで進められ、2 月にはベルン、コペンハーゲン、オスロといった場所で会合が重ねられた。3 月にはイギリス政府内でも当面、西欧全体での FTA 構築は困難であるとの認識が固まっていった。長期的には、あくまでも EEC を包含する OECC 規模の FTA 形成を目指すという、イギリス政府の方針には変更はなかった。しかし EFTA 形成には、EEC 側に対する交渉力強化、EEC 市場から排除される不利益の緩和、西欧内での孤立回避といった短期的な利益もあると考えられ、59 年 5 月 7 日の閣議でイギリス政府は正式に 7 カ国による工業製品 FTA 設立交渉に参加することを承認した⁵⁾。

5 月 27 日スウェーデン政府により公式招請がなされ、6 月 1 日には官僚レベルの正式交渉が開始された。7 月 20 / 21 日にはストックホルムで 7 カ国外相会議が開催され、EFTA 構想が合意され、9 月 8 日には協定草案が完成した。11 月 20 日草案は 7 カ国閣僚に承認され、閣僚達は、ヨーロッパにおける新たな分裂を回避するために EEC を含む全 OECC 諸国と早期の協議を求めるとの決議を行った。60 年 1 月 4 日 EFTA 設立のためのストックホルム協定は正式調印され、5 月 3 日 EFTA が正式発足した。協定の中で 7 カ国は、EFTA は、「OECC 内で制度化された協力を維持発展させる」ために設立されたものであり、「貿易障壁撤廃のための多国間協力関係の早期の構築と EEC 諸国を含む OECC 諸国間のより緊密な経済協力」を促進することを目的とすると宣言していた⁶⁾。

こうして、西欧が二つの貿易ブロックに分裂することを回避し、全 OECC 諸国による貿易自由化体制を目指すものとして構築された EFTA であったが、その設立過程を通じて、6 カ国と 7 カ国の亀裂は修復の兆候を示すことはなかった。そして両者を包含する唯一の枠組みであ

る OEEC の存在意義を見直す声が大西洋の両岸から浮上していくことになるのである。

FTA 交渉挫折後の EEC の統合進展過程

上記のように FTA 交渉挫折直後、59 年 1 月 1 日には EEC は第 1 回の 10% 関税削減と 20% の域内数量規制緩和を行い本格的に機能を開始した。これについては OEEC 諸国全体に関税削減が適用されることで深刻な貿易対立はひとまず回避された。しかしその後も EEC 域内貿易自由化は進展し、その加速まで検討されるにおよび、6 カ国対 7 カ国の貿易戦争の状況も危惧されるに至った⁷⁾。

EEC 内部では他の OEEC 諸国に対して貿易自由化を拡大することを支持する考えもあったが、これに反発したのがアメリカであった。統合による仏独和解という政治的意義を持つ EEC 域内の排他的貿易自由化は許容できても、政治的利益に乏しい OEEC 規模の対米貿易差別拡大は受け入れ難く、貿易自由化一般は GATT の場で推進すべきであるというのが、アメリカの姿勢であった⁸⁾。

59 年 2 月 26 日 EEC 委員長ハルシュタインにより、EEC と OEEC 諸国間の、20% の輸出数量割当相互拡大、相互関税削減交渉、将来的な GATT 規模の適用という暫定協定が提案されたが、EEC 閣僚理事会はこれを承認しなかった。9 月末、新たな EEC 委員会提案が示され、EEC と EFTA の相互関税削減とその GATT 規模の拡大が提案された。アメリカはこの提案を、EEC、とりわけフランスが保護主義的傾向を排して自由主義的貿易政策を追求する姿勢を示すものとして支持する姿勢を示した。同時にアメリカは、6 カ国と 7 カ国だけの排他的な貿易取り決めは許容できないという姿勢も明示し、10 月 6 日訪米中の英大蔵次官メイキンズと会談した国務次官ディロンは、EEC が自由主義的貿易政策をとれば世界的貿易自由化を通じてヨーロッパ貿易自由化も実現するのであり、EFTA のような政治的意義に乏しい組織の意義には疑問があるとの姿勢を示していた。59 年 11 月下旬の EEC 閣僚理事会で EEC=EFTA 相互関税削減が検討されたが、フランスが EEC 域内関税削減加速を同時に提案したため、合意は得られなかった（後述のように 60 年 3 月両提案を盛り込む関税削減加速のための新ハルシュタイン提案が提示されることになる）⁹⁾。アメリカが強く支援する EEC と、そのアメリカから世界規模の貿易自由化への障害と見なされる EFTA の双方を包含する、OEEC を舞台にした FTA 形成というイギリスの目標実現への困難さは増すばかりであった。

6 カ国対 7 カ国の対立問題への英米の認識

そもそも FTA 構想に対してもアメリカは中立的容認にとどまり、その交渉が難航しつつある時も積極的にイギリスと 6 カ国の間の合意形成を働きかけることには消極的であった。この背景にはアメリカの国際収支の悪化という問題があった。58 年以降アメリカの貿易収支は悪化

し始め、57年から59年にかけて国際収支赤字は4億ドルから45億ドルへと増大していた。貿易面でのアメリカの関心はGATTによる世界的貿易自由化の促進へと向かっており、58年9月には当時経済担当国務次官であったディロンにより、新たなGATTラウンド開催が提唱されていた。このようなアメリカのFTAへの消極的姿勢を理解した上で、フランスは58年11月に交渉継続拒否を明らかにしたのであり、交渉挫折後もなお将来のOECC規模のFTA形成を目標に掲げEFTA形成に向かった7カ国に対するアメリカの姿勢は明確に否定的なものとなっていた¹⁰⁾。

59年4月15日ダレスが病気のため辞任し次官ハーターが国務長官となった。同時にディロンも国務次官に就任し、ヨーロッパ統合問題と貿易自由化問題を主に担うこととなった。新体制の元でも国務省は、政治的利益と経済統合度の高さからEECを支持する姿勢を再確認しており、7カ国によるEFTA形成に好意的な姿勢が示されることはなかった¹¹⁾。

このようなアメリカの姿勢にイギリス側はいらだちを強めていった。6カ国による排他的統合がフランスあるいはドイツに主導権を握られる形で進展した場合、大西洋規模の西側陣営の結束が揺るがされる危険があり、そのためにもアメリカはヨーロッパにおける主要パートナーであるイギリスによるOECC規模の経済協力を支援すべきであるというのが、マクミラン政権の考えであった。このようなイギリス側の認識は59年春から秋にかけて公式・非公式形でアメリカに伝えられたが、アメリカ側は理解を示すことはなく、大西洋同盟のあり方をめぐる英米両国の認識は乖離したままであった¹²⁾。

59年10月8日の総選挙勝利後マクミラン政権は、新たに首相以下主要閣僚からなるヨーロッパ経済連合委員会を設置し、対ヨーロッパ統合政策の再検討を開始した。EFTAを形成しEECと経済的に共存しながら最終的な西欧FTAの形成を目指すことが課題であることに変わりではなく、統合からの排除による政治的打撃を回避するためには、まず英仏協調路線を追求することが有効ではないかというのが、59年秋時点のマクミランの発想であった。11月には外相ロイドが訪仏したが、フランス側はGATTでの世界規模の貿易自由化を優先すべきとの姿勢を示し、EECとEFTA間の貿易問題をOECCで議論することには否定的であった。59年11月下旬EFTA協定が仮調印された時点でイギリス政府内では、EEC側が反発しアメリカも否定的姿勢を示す以上、EEC = EFTA間の貿易合意や西欧FTAの形成は短期的には困難であると認識されていた。特に問題視されたのが米仏両国の姿勢であり、フランスについてはその姿勢変化を待つしかなく、アメリカに対してはEFTA内の結束を固めた上で説得に努めるしかないと考えられた¹³⁾。

11月29日には首相別邸チェッカーズに主要閣僚・官僚を集めヨーロッパ政策の議論が行われたが、当面EEC = EFTAの合意形成の見込みはないと確認されただけであった。アメリカに支持され発展するEECから排除されることの経済的・政治的打撃を危険視する声もあった

が、なお従来の方針の転換は考えられていなかった¹⁴⁾。

こうして6カ国対7カ国の対立が深刻化しイギリスの対ヨーロッパ外交が行き詰まりを見せつつあった11月下旬、アメリカ政府内ではOEECの抜本的改革という新しいイニシアチブが浮上していくことになったのである。

2. OEEC再編に向けたアメリカのイニシアチブ

本章ではアメリカがOEEC再編提案を提示するに至る過程と、その際に大きく影響したフランスの関与を見てゆく。

OEEC再編に関わるアメリカの思惑

アメリカ政府内ではすでに56年3月時点で、ソ連東欧の急速な経済成長に対抗するため、米加両国が完全加盟する大西洋規模の組織へとOEECを再編し、経済政策の調整や共同での途上国援助を計画すべきであるとの政策提言が、国務省政策企画室内でなされていた。しかし本格的にOEEC再編の必要性が議論され始めたのは、59年春以降であった。これは58年11月のFTA交渉挫折および、その直後12月に実現した主要西欧通貨の交換性回復とOEEC貿易自由化計画に基づく90%の数量規制削減により、西欧全体の貿易・決済の自由化を目的としてきたOEECの存在意義に疑問の声が生じたためであった。さらに、アメリカの国際収支赤字の悪化も、西欧諸国による対米貿易差別撤廃のためには、貿易自由化の議論をGATTに一元化すべきであるとの認識を強めさせていた¹⁵⁾。

59年3月から6月にかけて、特に途上国におけるソ連の浸透を防止するためNATO諸国による大西洋規模の経済協力の強化を求める声が、米議会内で聞かれるようになった。59年6月には米上院議員ハンフリーの呼びかけにより、民間人による「大西洋総会」がロンドンで開催され、アメリカとカナダを完全加盟させる形でOEECを大西洋経済協力機構=OAECに改編し、冷戦における「経済戦線」の強化を図ることを求める請願が決議された。ほぼ同時期ディロンもハーバード同窓会での演説で、東側陣営の途上国への浸透を防止するためアメリカと西側同盟国は、経済政策の調整、関税削減、途上国への財政・技術支援を強化する必要があると述べていた。10月になり米NATO駐在代表バージェスも、ソ連の経済的膨張に対抗するためOEECの再活性化が必要であるとの提言を送り、11月にはNATO事務総長スパークも、ハーターに対してNATO諸国の経済問題と途上国支援の調整のためにアメリカが積極的に指導力を発揮すべきであると訴えていた¹⁶⁾。

このように、主に冷戦戦略上の考慮から大西洋規模の経済協力機構の必要性を検討していたアメリカ政府が、具体的にOEECの再編という形式を採用する上で大きく影響したのが、「ヨー

「ロップ合衆国のための行動委員会」代表モネの構想であった。

OEEC 再編構想へのフランスの関与

59年6月25日モネはディロンに対して書簡を送り、大西洋規模の経済協力には単なる関税削減を超える大きなイニシアチブが必要であり、OEEC内部に米・英・加・EEC・他のOEEC諸国の代表国からなる諮問理事会を設置し、途上国援助および、6カ国と7カ国の対立問題も含む経済問題協議の場を設置することを提案した。これにより、イギリスがOEECを利用して政治的意義のない貿易特惠制度を構築してEECの埋没化を図ることも阻止できるというのが、モネの考えであった。7月訪米中のモネはディロンと会談して上記提案を繰り返し、8月にも米駐仏大使館経済審議官トゥシルとの会談で持論を繰り返した。これに対してトゥシルは、モネ提案には、イギリスのEFTA構想を、表面的にはイギリスに対して否定的な態度を示すことなく、より広い大西洋のイニシアチブの中に希薄化する効果があると評価していた。同月モネはさらにアイゼンハワーに書簡を送り、対ソ交渉力強化のためにも、アメリカと西欧が連携してアメリカの国際収支赤字問題を解決することが必要であると述べていた¹⁷⁾。

8月から9月、米EEC駐在代表部からも、EEC委員会中枢の見解として、OEECを改組し、米加両国と西欧がともに「自由世界の諸問題」を議論する組織とすべきであるとの声が伝えられていた。10月にはフランス政府高官もアメリカに対して同様の発想を明確に伝え始めた。10月5日ディロンと会談した仏駐米大使アルファン、仏外務省経済局長ウォルムゼルは、「自由世界の直面するより広範な問題の一部」に関して、米・英・EECはその経済政策の調整と途上国支援という二つの領域で協力可能であり、それにより「イギリスをヨーロッパの貿易問題という狭い領域への関心の集中からそらす」効果も期待できると指摘していた。さらに11月20日にはモネの「行動委員会」が声明を発表し、英・米・EEC委員会・その他OEEC諸国の四代表による円卓会議を開催し、途上国援助と経済発展政策の協調を行うことを要請していた。アメリカ政府によれば、この声明は事前に仏外相クープ・ド・ミュルヴィルの合意を得たものであった¹⁸⁾。

こうして59年11月下旬までに、米務省内では、OEECを舞台にアメリカが関与する形で大西洋規模の経済協力と途上国援助問題を結びつける新たなイニシアチブを提示し、FTA交渉挫折以来の西側同盟内の分裂という問題に直接対処する必要があるとの認識が固まっていた。

3. OEEC 再編をめぐる英米間の協調と対立

本章では59年11月下旬、米務省内でOEEC再編構想が浮上してから、60年12月に

OECD 設立条約が締結されるまでの期間について、主に英米両国がどのような考慮から対応したのかを検証する。

ハーター覚書とディロン訪欧

59年11月24日国務長官ハーター自らの手になる覚書が大統領に送られ、以後1年余りにおよぶOEEC再編過程が本格的に開始された。ハーターは大統領に対して二つの問題を指摘した。まず、アジア、アフリカ、中東の途上国が東側陣営に奪われることを防ぐために、他の先進工業国のリソースを動員して開発を支援する必要があると指摘され、アメリカの国際収支赤字増大の一方で西欧と日本には資金的余裕があり、アメリカの負担を分担し「自由世界全体の結束」を強化する能力を持っているとされた。ついで、EECに対して「イギリスの事実上のリーダーシップの下にある7カ国の新たな貿易ブロック」が挑戦しており、両者の「貿易戦争」が「NATO諸国を政治・安全保障上の問題で分裂させる危険」があると指摘された。「現在のヨーロッパの通商問題を世界貿易全体にとってより建設的な方向に誘導するには、合衆国が現在の受動的な姿勢を放棄し、決意に満ちた指導力を発揮しなくてはならない」のであり、世界規模の冷戦戦略上の考慮とNATO諸国の分裂回避のためには、OEECの改革とアメリカの完全な加盟が必要であると提言されていた。「何らかの形で日本の参加」、できれば新組織への完全加盟も提案されていた。新組織におけるアメリカの役割は基本的諸目標の共有と協議および情報提供についての取り決めにとどまるとされていた¹⁹⁾。

59年12月7～14日この構想を伝えるためにディロンがヨーロッパ歴訪を行った²⁰⁾。イギリス側は11月末にはアメリカが何らかの形でOEECを改組しようと考えていると知らされてはいたが、その可能性は低いと考えていた。駐米大使キャッチアは11月27日付で、ディロンは、アメリカ自身が参加することによりOEEC内でEEC、EFTAの対立を解消する可能性を検討していると伝え、これはアメリカが「ヨーロッパというフィールドにプレイヤーとして参加する」ことを意味すると評価していた。これを拒否することはさらなるアメリカのEFTAに対する否定的姿勢の強化につながるというのが、キャッチアの予想であった²¹⁾。11月末のチェッカーズ会合で大蔵次官メイキンズはこの報告に基づき、OEECを改組して大西洋経済協力機構(OEAC)とする可能性に言及し、参加者達も西側陣営の分裂を回避する上で意義があると認めてはいたが、アメリカ議会がそのような機構への参加は認めないであろうというのが、この時点でのイギリス側の判断であった²²⁾。

ディロン訪問直前開催された首相以下主要閣僚の臨時会合では、外相ロイドが、EFTAを通じてOEEC規模のFTAを目指すのは現実的ではない、EECとの間に小規模な連絡委員会を作り、可能なら米加も参加する形で具体的な通商合意形成を目指すべきであると発言したが、閣僚達の議論では、当面EFTAの結束を目指すべきであり、そのような連絡委員会は西欧全

体の経済問題の議論の場としての機能を OECC から奪うことになるので好ましくないとの否定的意見が支配的であった。ディロンに対しては、EFTA は実質を備えた機構であり EEC と EFTA の合意形成が西欧の政治的統一には不可欠であると強調する必要があるとされた²³⁾。

12月8日ディロンと外相ロイド、蔵相ヒースコート＝エイモリ、商相モードリングらが会談した。英閣僚達は、EFTA 形成は西欧の分裂回避のためであるとその政治的な意義を強調したが、ディロンは EEC と EFTA 間の通商合意が対米貿易差別の拡大につながるのであれば国際収支上歓迎できないとの姿勢を明示した。OECC に関してディロンは、貿易問題はもはやヨーロッパ規模でのみ議論することはできず、アメリカはより積極的かつ公式の役割を果たすことを検討している、途上国援助政策の調整も必要であり、OECC を改組してより広い問題を扱う可能性を検討しているが、現時点で具体的形態までは決定していないと述べていた。イギリス側は、アメリカが経済問題の議論により積極的に参加することは歓迎すると述べ、何らかの形で OECC を改組する新しい議論の場を設けるべきであるという点では、英米間の認識は一致した²⁴⁾。

ディロンの訪問は、EFTA に対して、その存在は容認するが政治的意義は認め難いとの姿勢をとり、6カ国と7カ国の対立が西欧の政治的分裂につながるというイギリスの警告に耳を傾けようとしないうアメリカへの落胆を、イギリス側にもたらした²⁵⁾。しかし実際のところ11月24日のハーター覚書が示すように、アメリカ側は EEC と EFTA の対立が発展していくことに強い危機感を抱いていた。つまりアメリカは EFTA の政治的な脅威を非常に大きく見積もっていたわけであるが、イギリスはそのようなアメリカの認識を把握し損ねていた。それゆえイギリス政府内では、EFTA = EEC 間で合意を形成し OECC 規模の FTA へと至る可能性は、アメリカが強く反対している以上、少なくとも短期的には乏しいと認識されることになった²⁶⁾。

他方でアメリカが自発的に OECC 改組の可能性を示唆したことは、このイギリスにとっての手詰まり状況の中では、数少ない肯定的な兆しと認識された。OECC を舞台として西欧の経済問題にアメリカが積極的に関与する姿勢を示したことは、それが実現困難と見られていただけにイギリス政府内では歓迎された。OECC 改革への言及は「西側にとっての数多くの問題についての解決策を見つけるために... より緊密にヨーロッパと協力しようという意欲」をアメリカが示すものであると理解された²⁷⁾。英米関係を重視する以上、対 EEC 関係でより有利な条件を引き出すための交渉の材料として EFTA を用いること（それは本来の EFTA 形成の主要目的であった）は困難であるとイギリスは考えたが、少なくともアメリカを EEC 諸国と EFTA 諸国が集う場である OECC に制度的に関与させることは、大きな前進であると考えられたのである。

それゆえイギリスはアメリカの新イニシアチブに対して、他の EFTA 諸国の反対を抑えて

まで積極的にこれに協力するという対応を選ぶことになった。OEEC 改組に積極的に協力することにより EFTA 対 EEC の対立をめぐって関係の悪化しかねないアメリカをいわば「宥和」(appease)しようとしたのである。この点でイギリスはアメリカの意図を読み違えたのであり、EFTA の持つ政治的危険性を最小化するために、OEEC を改組して実際の EEC = EFTA 間の通商合意形成の場としての可能性を奪おうとした米仏の仕掛けた陥穽にはまったと言えるだろう。OEEC 改組による、その全西欧規模の貿易自由化機構としての機能の排除という点に存在した米仏間の利害の一致を、イギリスは認識できていなかったのである。結果的に EFTA を積極的に利用して対 6 カ国関係で優位に立つことよりも、英米関係に波風を立てないことを優先したイギリスは、EFTA と EEC の直接取引の可能性を狭めることになる OEEC の改組提案を受け入れてしまい、自らの政策選択肢の幅をさらに縮めることになってゆくのである。

イギリス訪問後ディロンは、パリ、ブリュッセル、ボンを訪れ、EFTA 諸国代表、仏独政府、EEC 委員会と会談し、12月15日にハーターに対し、16日にはアイゼンハワーに対して、それぞれ書簡を送り、60年1月14日の OEEC 閣僚理事会直前に主要関係国がヨーロッパ経済協力の将来と大西洋規模のリンク強化について特別会合を開催すべきであると述べ、開催が間近に迫っていた英米仏独首脳会談の場で検討することを提案した。アメリカが早急に指導力を発揮しなければ、西欧諸国間の貿易対立は「深刻な政治的亀裂」に発展する危険があるとディロンは警告していた²⁸⁾。

特別経済委員会での OEEC 再編決定と G4 報告

59年12月19日から21日パリで開催された4カ国首脳会議でアイゼンハワーは、米加を含む形での OEEC 拡大と途上国援助問題の検討を提案し、共同声明で首脳達は「途上国のさらなる発展と経済資源の健全な利用」と「調和のとれた国際関係を維持するための貿易政策追求」のためにパリで特別経済委員会を開催することに合意したと発表した²⁹⁾。

60年1月12/13日パリで開催された特別経済委員会には、7カ国側からイギリス、デンマーク、ポルトガル、スウェーデン、スイス、6カ国側から、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー(および EEC 委員会)、その他 OEEC 諸国からギリシャ、そしてアメリカ、カナダの13カ国が参加した。冒頭ディロンは、EFTA と EEC の対立がもたらす政治的経済的問題に対応すること、途上国援助へのヨーロッパの参加を拡大すること、アメリカとそのパートナーの関係を強化するため OEEC を再活性化することが、アメリカによる会議招集の理由であると述べた。委員会は、西欧貿易問題を検討するための貿易委員会の設置、途上国援助政策の調整のための開発援助グループ(DAG)の設置、OEEC 再編について検討し20カ国閣僚会議に答申する4名からなる独立賢人会議(G4)の設置の三点を決議し、翌日の20カ国閣僚会議と OEEC 理事会で承認された。アメリカの当初決議案は13カ国と GATT 事務局長から

なる特別貿易委員会を設置して広範な貿易問題を検討するというものであったが、これに対してイギリスが、20 カ国 (OEEC18 カ国と米加) による貿易委員会を設置し、EEC 対 EFTA のヨーロッパ域内貿易問題に限定して議論するという独自案を提示した。最終的には 20 カ国の委員会で、優先的に EEC = EFTA 問題を検討するものと合意された。賢人会議の構成と権能についてはスイスが OEEC の管理下に置かれ、より幅広い代表からなるものを提案したが、アメリカ提案通り OEEC とは独立した存在とされた³⁰⁾。

イギリス政府のこれらの結果に対する評価は、EFTA を結束させ、OEEC を維持し、アメリカとカナダをヨーロッパ貿易問題に関与させるという「当面の目的」は達成したというものであった。アメリカが、フランスの利害に注意を払いすぎる傾向はあるにせよ、西欧の経済問題について、より積極的に関与し指導力を発揮しようとしていることは全体として歓迎すべきであり、OEEC 再編も、6 カ国と 7 カ国の対立による混乱を改善の方向に向かわせるであろうと考えられたのである³¹⁾。

しかしこの時点ですでにイギリスは、再編された OEEC において、EEC=EFTA 間の対立がいかにか解消されるのか見通しが立たないままに、アメリカによる直接の関与を確保することを優先するため、貿易委員会の権能 (EEC=EFTA 問題のみを議題としない) や賢人会議の位置づけ (OEEC とは独立した存在とする) に関してある程度の妥協を強いられていた。そして以後、この決議が履行されていく過程で益々、イギリスはアメリカ (そしてフランス) の要求への譲歩を強いられてゆくことになった。

新たに設置された 20 カ国貿易委員会での議論は 3 月末に開始されたが、6 カ国と 7 カ国の間に歩み寄りは見られなかった。EEC 委員会は 3 月新たに EEC 域内関税削減計画の加速を提案し、アメリカもこれを支持する姿勢を示した。EEC と EFTA の貿易自由化の進展を調和のとれたものとするために関税削減加速の見直しを求めるイギリスの声は、貿易委員会において米仏の反対に直面した。6 月に開催された同委員会でもフランスは、EEC=EFTA 間の長期的合意についての議論には消極的であり、アメリカもこれに同調した³²⁾。

特別経済委員会以降の G4 の議論では、新組織と DAG の関係、新組織の意思決定方法、貿易問題に関する新組織の権能が主な論点であった。アメリカは新組織の役割として、途上国援助政策調整、日本を含む西側先進国間の援助負担の分担問題を重視した。他方イギリスは、新組織が大西洋規模のものに止まるべきとの姿勢であり、日本の参加に関しては否定的な姿勢をとっていた (最終的にはこれを受け入れた)。新組織が加盟国に対して拘束力のある決定を行う権限を持つべきか否かについては、アメリカが議会の反応を警戒して慎重な姿勢を示した。新組織が貿易問題をどう扱うかという点をめぐっては、EFTA、特にスイスとスウェーデンが新組織がこの問題を扱うことを強く求めた。他方 EEC、特にフランスは、貿易問題は GATT で議論すべきとの姿勢であり、アメリカも当初同じ姿勢であった。OEEC 貿易自由化コードの

扱いも議論になり、アメリカはこれに拘束されることに否定的な姿勢を示した³³⁾。

4月20日に公表されたG4報告は、OEECを再編し米加を含むOECDとすることを提言していたが、貿易面での権能を大きく制限し、OEECの下でなされたヨーロッパ域内貿易自由化のための決定事項も、自動的には引き継がれないとするものであった。新組織の主な機能は、途上国援助の調整とされ、経済政策の諮問と貿易面の協力も一定程度含むとされた。OEEC貿易自由化コードは撤廃するものとされたが、新自由化コード導入の可能性は認められた。貿易面での権能は、新組織構成国が望むなら付与されるとされていた。OEECの決定事項は、全会一致の場合に限り、新組織に継承されるものとされ、事実上加盟国には拒否権が与えられた。スウェーデンやスイスといったEFTA諸国は貿易面での機能の小ささに強い不満を抱いていたが、イギリスはこの反発を抑え、G4報告において（そしてその後のOECD設立条約交渉過程でも）米仏の要求を大幅に受け入れる姿勢をとった。G4メンバーであった英外務次官代理ゴア＝ブースは「合衆国、カナダ、フランスの加盟を獲得するためには不可欠な代価の一部」として、この姿勢を正当化していた。EFTA諸国の不満は認識されていたが、「OEECは現状のまま継続することは不可能」であり、この再編の機会を逃せば「不完全とはいえ現存する唯一の自由なヨーロッパの経済協力と統一のシンボルを破壊してしまうことになる」というのが、英外務省の認識であった³⁴⁾。

G4報告を検討した英政府の閣僚委員会（ヨーロッパ経済連合委員会）では、アメリカの意図は西欧諸国の途上国援助負担増大と対米貿易差別回避にあるとして、OEEC再編の效果に疑念を示す意見もあった。しかし、アメリカのイニシアチブに賛成した以上、G4報告には反対できないとの声、米加との経済問題議論の場、EECとEFTAが同席できる場を持つことの意義を指摘する声が大勢を占めた。フランスが反対する以上、新組織の規定で明確にEEC = EFTA関係を扱うと定めることはできないにせよ、その種の議論を排除しないような設立条約を作成すべく努め、それによってEFTA諸国の理解も得るというのが、イギリスの姿勢であった³⁵⁾。

5月19日リスボンでEFTA閣僚理事会が開催され、7カ国間でG4報告について意見が交換された。イギリスは上記の姿勢でEFTA諸国の理解を求めたが、とりわけ強く反発したのが、スイス、スウェーデン、ノルウェーであり、スイスは事前にG4報告添付の草案と異なる独自のOECD設立条約草案を作成していた。スイス案は、新組織は原則としてOEECの下で合意された貿易自由化規定を引き継ぎ、EECとEFTAからも各々代表を参加させ、西欧域内貿易自由化の促進を目標とするという内容であり、5月24日からパリで開催されるG4報告検討のための20カ国会議にも提出されることになった³⁶⁾。

20 カ国代表会議から OECD 設立条約調印まで

5 月 24 / 25 日開催された官僚レベルの 20 カ国代表会議は、OECD 設立条約草案を作成する 20 カ国作業部会の設置を決定した。この過程でイギリスは積極的に合意形成に貢献したが、それはアメリカの OECD 不参加という事態を回避するため、EFTA 諸国の反発を抑え G4 報告の大部分を受け入れさせる一方で、OEEC が行ってきた貿易自由化のための決定の新組織への引き継ぎの可能性を、ある程度までアメリカ（およびフランス）にも受け入れさせることを意図したものであった。その結果、作業部会は G4 報告に加えスイス提案もある程度考慮に入れて草案を作成するものと合意され、OEEC の下でなされた拘束力のある決定の OECD への引き継ぎに関する基準と手続きも検討することとなった。英外務省は、自らが EFTA 諸国とアメリカの間の仲介者としての機能を果たすことができたと評価し、米商務省も、条件付きではあるが、会合は一応の目的を達成したと評価していた³⁷⁾。

作業部会は 5 月末発足し 7 月上旬までに OECD 設立条約草案を作成し、20 カ国閣僚会議に提出した。OEEC の基本的な決定事項は OECD に引き継がれることになったが、閣僚会合を前にしてもなお、貿易面での新組織の権能について対立が残っていた³⁸⁾。6 月半ば商相モードリングと会談したディロンは、拘束力のある貿易自由化機能を持つ国際機構は米議会が受け入れないとして、OECD の貿易面での権能は限定的なものにならざるを得ないと述べていた³⁹⁾。

20 カ国閣僚会議を前にした閣議への報告で、蔵相ヒースコート＝エイモリは、OECD の貿易面での権能についてなお相当の議論があり、多くのヨーロッパ諸国は具体的権能を求めているが、フランスは反対しており、アメリカも貿易面での詳細な義務は受け入れないだろうと述べていた。イギリスの立場は、米仏と他の OEEC 諸国の対立する「両極の中間のどこか」にあるとされていた⁴⁰⁾。ここでもイギリスは、西欧域内貿易自由化のために積極的に行動するよりも、仲介者的立場で妥協を成立させることを、自らの課題と認識していたのである。

7 月 22 / 23 日パリで開催された 20 カ国閣僚会議は作業部会の作成した設立条約草案に僅かな修正を加えたのみで承認し、11 月までに最終草案を起草するための準備委員会の設置と OEEC 新事務総長（OECD 事務総長就任予定者）クリステンセン（前デンマーク蔵相）の選任を決定した。アメリカは OECD の目的を定めた設立条約に、貿易に関する役割（第 1 条 (c) 項「国際的義務に従って、世界の貿易の多角的かつ無差別的な拡大に貢献すること」）を掲げ、そのために OECD 内に貿易委員会を設置することを受け入れ、フランスもこれを認めた。しかし、EEC = EFTA 問題に関して予定された貿易委員会の役割は、1 月の特別経済委員会後発足した 20 カ国経済委員会の議論を継続するというものであり、すでに何ら進展を示していない同委員会の活動から見て、これが実質的機能を持つものかは疑わしかった。そしてアメリカはこの対応ですら大きすぎる譲歩であると見なしていた⁴¹⁾。

こうして OEEC 再編交渉はその山場を過ぎ、年末の新条約調印段階へと移行していったが、

その過程と並行して、イギリス政府の対 EEC 政策そのものに大きな転機が訪れようとしていた。60年3月下旬訪米したマクミランは、仏独主導のヨーロッパ統合の危険性を訴え、EEC をより大きな単位に組み込む必要があると主張したが、それに対するディロンの答は、OEEC へのアメリカの正式加盟でその危険は防止できるというものであった⁴²⁾。しかしまさにアメリカが加盟することにより、OEEC は貿易自由化面での拘束力のある決定能力を喪失し、イギリスが指導力を発揮できる舞台としての性質も喪失しつつあったのである。5月下旬には官僚レベルの経済運営委員会ヨーロッパ部会により、大蔵次官リーらが作成した報告書が提出され、EEC からの排除のもたらす危険を最小化する最善の選択肢として、7カ国側は EEC に参加することなくその主な機能の大半を受け入れる「近似化」(near-identification) を目指すことが勧告されていた。リー報告を議論した閣僚会議でマクミランは、「近似化」は大きな代償に比して利益は少ないとして、むしろ EEC 完全加盟の方が適切ではないかとの見解を示していた。7月上旬提出された経済運営委員会ヨーロッパ部会答申も、EEC 外部に止まることの危険を強く警告するものであった。7月13日の閣議では首相、外相ら主要閣僚が、コモンウェルスと EFTA のための適切な条件が確保できればという前提で、EEC 加盟もあり得るという見解を示していた⁴³⁾。

8月から9月にかけてイギリスはなお、EEC 加盟よりも何らかの協力関係 (association) の形成の可能性を重視していたし、何らかの形でアメリカが EEC と EFTA の提携を支持するのではないかとの期待さえあった。しかしその後年末にかけてイギリス政府内では、その種の中間的対応の可能性は排除されていき、EEC 加盟申請へと大きく傾いていくことになった。中間的対応は大幅な譲歩に比して利益は少なく、EEC への影響力も行使できないという認識の下、EEC 加盟にともなうコモンウェルスや EFTA との関係弱体化も、ある程度はやむを得ないとの発想が、次第に受け入れられていったのである。コモンウェルス側からも、イギリスの EEC 加盟に対して予想されたほどの大きな反発は示されないであろうとの観測が10月下旬には得られていた⁴⁴⁾。

9月半ば以降、OECD 条約草案を作成する準備委員会が活動し、11月下旬には条約最終草案が完成した。最終段階でアメリカはなお、草案は貿易問題を扱う比重が大きすぎると不満を述べていた。しかし条約調印直前の閣議への報告ですでに蔵相ロイドは、新組織の最重要課題は加盟国間の経済政策の調整であり、ついで途上国援助であると述べ、貿易面での役割は「OEEC におけるほど重要ではない」と指摘していた⁴⁵⁾。

12月14日仏外務省で OECD 設立条約が調印された。翌61年9月に正式発足した OECD は、実効的な政策調整機構の不在や全会一致制度といった制約のため、加盟国の経済政策や援助政策に関する技術的で諮問的な機構、あるいは西側先進国間の経済問題一般についての議論のフォーラムにとどまり、貿易委員会も西欧域内貿易に関する実効的な議論の場とはならなかつ

た⁴⁶⁾。

OECD 設立条約が調印された後、60年12月末から61年1月初めにかけマクミランは、自ら "Grand Design" と名付けた覚書を作成し、共同市場から排除されることによる不利益を回避するため、EEC への接近が必要であるとの認識を明確に打ち出すに至った。60年末 OECD 条約調印時点ではなお、イギリスの EEC 政策の転換は完了していなかったが、その予兆はすでに現れていた。そして OECD 正式発足の前 61年7月末、イギリスは第1回 EEC 加盟申請へと踏み切るに至るのである⁴⁷⁾。

むすび

OEEC から OECD への再編は、FTA 交渉失敗、EEC と EFTA 分立という状況を背景に米仏のイニシアチブで進行したが、イギリスが米仏の見解に妥協し、EFTA 諸国に譲歩を促す姿勢を採用したことが、関係国が局面毎に合意形成をしていく上で大きく貢献していたと言える。結果的に OEEC 再編と OECD の形成は、西欧域内貿易自由化を図る制度的舞台を消滅させることによりイギリスの針路を狭め、EEC 加盟申請により事態を打開するしかないという政策転換をもたらす大きな一因となった。

そしてこの状況は、英米関係を重視するイギリス政府自らが、半ば意識的に作り出したものでもあった。EFTA とアメリカの間で仲介者的役割を果たそうとして EFTA 側に妥協を要求することは EFTA の結束を揺るがし、ほぼアメリカ（そしてフランス）の望み形での OEEC の無力化を7ヵ国に受け入れさせることとなった。それは、EEC との交渉力を強化し、自らの求める全 OEEC 規模の西欧 FTA の形成を目指していたイギリス政府の、EFTA 設立時の本来の目的からすれば、大きく逸脱した対応であった。

しかしそのような事態の展開を、イギリスは予想できていなかった。アメリカをヨーロッパ規模の経済問題議論の場に制度的に組み込むという、OEEC 再編過程でイギリスが掲げた目標は、EEC を内包する FTA を形成し西欧における自らのリーダーシップを確保するという、イギリス外交の目的とは本来的に両立困難なものであったのに、イギリスはそれに気づくことができなかつた、あるいは気づこうとしなかつたのである。結局のところ、真にアメリカを満足させ、英米関係を良好に保つことができる西欧域内貿易自由化に関わるイギリスの対応は、EEC に自ら加盟し西欧の経済統合を推進することしかあり得なかつた。OEEC 再編過程へのイギリスによる積極的貢献は、この不可避的結論を回避するための自己欺瞞的な対応であった。イギリスの行動は、OEEC 再編に積極的に協力することによって、アメリカは本来望んでいないイギリス政府の目標をも容認する好意的姿勢を示してくれるであろうとの幻想に支配されていたのである。

さらに言えば、OEEC改組という究極的にイギリスの手を封じることになるプロセスがアメリカ主導で開始されたこと自体、相当程度までイギリス自身の行動がもたらした結果であった。FTA交渉失敗後、EFTA形成に動き6カ国対7カ国という対立図式を際立たせていくイギリスの動きが、アメリカとフランスの危機感をあおり、両国はOEEC改組により、イギリスがEFTA構築によって成し遂げようとした究極的なOEEC規模の西欧FTA形成の芽を潰すという戦術を採用するに至ったのである。イギリス政府はEFTA構築をEEC側との交渉力強化のための短期的かつストップギャップ的な対応として立案したが、それは実はイギリス側が意図した以上に米仏側に警戒感を抱かせる効果を持ったわけである。そのためOEECの抜本的改組というラディカルな対応をアメリカ（およびフランス）から引き出すことになったのであり、イギリスはそれと意識しないままに、強力すぎる対抗措置に出ることにより、自らの長期的目標実現の芽を潰してしまったわけである。

またイギリスは、国際収支の悪化と途上国援助負担の分担というグローバルな冷戦戦略の中でアメリカが抱いていた強い危機感についても、ほぼ無自覚であった。あくまでもヨーロッパにおける自らの影響力の確保、対米影響力の確保というより狭い考慮から、EEC対EFTAという西欧内での通商対立を際立たせる方向に進み、西側陣営の統一を損ないかねないものとして、アメリカの危機感をあおってしまった。この危機感からアメリカは、イギリス同様に狭い視野に基づく自国中心的な利害に立っていたが、たまたまEFTA敵視で同調するフランスとの便宜的な連携に至ったのである。自らの手を封じることになるOEEC再編過程への積極的貢献という、イギリスの対応に存在した自己矛盾は、英米関係は特別なものであり、イギリスが自らの国際的地位に対して抱く危機感はアメリカにも共有されるはずであるとする、イギリス側に存在した一方的な希望的観測によりもたらされたものだったのである。

注

- 1) 益田実「第一次EEC加盟申請の失敗とイギリスの対ヨーロッパ政策再検討過程」(1)～(4・完)『法経論叢』25巻1号(2007)33-87頁, 25巻2号(2008)1-47頁, 26巻1号(2008)13-35頁, 26巻2号(2009)1-21頁, 益田実「『政策の空白』は存在したのか—保守党から労働党への政権交代とイギリスのEEC政策, 1963年1月-66年3月」『日本EU学会年報』30号(2010)155-77頁を参照。
- 2) FTA構想については、益田実『戦後イギリス外交と対ヨーロッパ政策—「世界大国」の将来と地域統合の進展, 1945～1957年』(ミネルヴァ書房, 2008)参照。
- 3) OEEC再編過程を英米欧諸国の一次史料により検討した先行成果は、R.T. Griffiths, "'An Act of Creative Leadership': the End of the OEEC and the Birth of OECD" in R.T. Griffiths (ed.), *Explorations in OEEC History* (Paris: OECD, 1997), pp. 235-56 と Ken Masujima (増島健), 'Europe, America and Developing Countries: The Transformation of the O.E.E.C. to the O.E.C.D. (1959-1961)' 『獨協法学』49号(1999), pp. 354-82がある。Griffithsの研究は主にアメリカの視点に立脚するもので、イギリスにとってのOEEC再編の位置づけは定かでない。増島の研究は

- より広い視点に立つが、再編交渉過程での各アクター間の力学を複数の側面から分析・整理するものであり本研究とは関心が異なる。小川による近年の研究は、ヨーロッパ域内貿易問題、対米関係、コモンウェルス再編、といったイギリス外交の『三つのサークル』それぞれの変動の相互作用として第1回 EEC 加盟申請を説明するものであり、OEEC 再編過程も対象に含まれているが、OEEC 再編支持を「矛盾」ととらえ、その背後にある論理をより詳細に分析する本稿の視点とは異なる。小川浩之『イギリス帝国からヨーロッパ統合へ—戦後イギリス対外政策の転換と EEC 加盟申請』（名古屋大学出版会、2008）。
- 4) The National Archives, UK (TNA) PREM11/2532, FO to UK del. to OEEC, 15 Nov. 1958; CAB128/32, CC (58) 81, 18 Nov. 1958; CC (58) 86, 18 Dec. 1958; *Foreign Relations of the United States (FRUS)*, 1958-60, vol. 7, pt.1, p. 77. 小川前掲書, pp. 191-3. Griffiths, op. cit., pp. 239-40.
 - 5) 小川前掲書, pp. 194-6, 199-200. Griffiths, op. cit., pp. 240-1. W. Kaiser, "Challenge to the Community: The Creation, Crisis and Consolidation of the European Free Trade Association, 1958-72", *Journal of European Integration History*, vol. 3, no. 1 (1997), p. 14. *FRUS*, 1958-60, vol.7, pt. 1, pp.102-4. TNA CAB130/156, GEN.671/5, 27 Feb. 1959; CAB128/33, CC (59) 30, 7 May 1959. イギリス財界も EFTA 形成を積極的に支持していた。CAB21/3325, "The Seven", pamphlet by the Chamber of Commerce, 1 Aug. 1959.
 - 6) TNA CAB128/33, CC (59) 45, 23 July 1959; CC (59) 59, 20 Nov. 1959. CAB129/99, C (59) 168, 13 Nov. 1959. National Archives and Record Administration (NARA), RG59/440.002/1858, Stockholm to State Dpt., 20 Nov. 1959. Convention Establishing the European Free Trade Association, Stockholm, January 4, 1960, Cmnd.1026 (London: HMSO, 1960). *FRUS*, 1958-60, vol.7, pt. 1, p.105. 小川前掲書, pp. 202, 208-9, 214-5.
 - 7) John W. Young, 'Britain and the EEC, 1956-1973: an overview', B. Brivati & H. Jones (eds.), *From Reconstruction to Integration: Britain and Europe since 1945* (Leicester: Leicester University Press, 1993), p. 104. 小川前掲書, pp. 191-2. Kaiser, op. cit., p.11. Griffiths, op. cit., pp. 239-40.
 - 8) NARA RG59/440.002/1855, Paris to State Dpt., 18 Nov. 1958; Luxembourg to State Dpt., 19 Nov. 1958; RG59/440.002/1856, Brussels to State Dpt., 4 Mar. 1959. Griffiths, op. cit., pp. 240-1.
 - 9) NARA RG59/840.00/4395, Luxembourg to State Dpt., 25 Sept. 1959; RG59/440.002/1858, memo. of conversation, 28 Sept. & 5, 6 Oct. 1959; State Dpt. to London, Paris, Brussels & Luxembourg, 9 Oct. 1959; State Dpt. Circular, 13 Oct. 1959; Brussels to State Dpt., 22 Nov. 1959; RG59/840.00/4397, US mission to EEC to State Dpt., 1 Dec. 1959. *FRUS*, 1958-60, vol.7, pt. 1, p.105. Griffiths, op. cit., pp. 241-2.
 - 10) Griffiths, pp. 237-9. *FRUS*, 1955-1957, vol. 4, pp. 450-3. NARA RG59/440.002/1853, State Dpt. Instruction, 31 Jan. 1958, 13 Feb. 1958; Paris to State Dpt., 19 Feb. 1958; Luxembourg to State Dpt., 25 Feb. 1958; State Dpt. Circular, 20 Feb. 1958; RG59/440.002/1854, State Dpt. Circular, 20 Mar. 1958; RG59/440.002/1855, State Dpt. Circular, 3, 8 Nov. 1958. 8 Nov. 1958. TNA T234/378, Record of meeting, 14 Oct. 1958.
 - 11) NARA RG59/440.002/1857, State Dpt. Circular, 27 June 1959. 小川前掲書, pp. 202-3.
 - 12) 小川前掲書, pp. 201-2, 206-8. Jeffrey Glen Giauque, *Grand Designs and Visions of Unity, The Atlantic Powers and the Reorganization of Western Europe, 1955-1963* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 2002), p. 101. TNA PREM11/2329, Macmillan-Dulles conversation, 23 Oct.

- 1957; FO371/142593, Speech by Maudling, 10 June 1959; FO371/142606, Record of Conversation by Makins, 18 June 1959. NARA RG59/440.002/1858, Tokyo to State Dpt., 28 Oct. 1959.
- 13) TNA CAB134/1818, EQ (59) 1, 26 Oct. 1959; EQ (59) 3rd, 13 Nov. 1959; EQ (59) 10, 27 Nov. 1959; PREM11/2985, Macmillan to Lloyd, 22 Oct. 1959; CAB128/33, CC (59) 55, 29 Oct. 1959; CC (59) 58, 17 Nov. 1959; CAB129/99, C (59) 163, 28 Oct. 1959; C (59) 168, 13 Nov. 1959. 小川前掲書, pp. 203-10. Giauque, op. cit., pp. 101-2.
- 14) TNA PREM11/2679, briefing note for Macmillan, 28 Nov. 1959; Record of Meeting on 29 Nov. 1959. 小川前掲書, pp. 210-1.
- 15) Pascaline Winand, *Eisenhower, Kennedy, and the United States of Europe* (Palgrave Macmillan, 1996), pp. 128-9. 工藤芽衣「1950年代における英仏対立と欧州統合の進展—自由貿易地域 (FTA) 交渉から欧州主要通貨交換性回復を中心に—」『国際関係学研究』第30号 (2004), pp. 80-1. Griffiths, op. cit., pp. 235-7. 小川前掲書, pp. 191-2.
- 16) Winand, op. cit., pp. 130, 133-4. 小川前掲書, pp. 212-3. Griffiths, op. cit., p. 242. *The Times*, 6 June 1959. *Department of State Bulletin*, 29 June 1959, pp. 955-7. NARA RG59/440.002/1858, Burgess to State Dpt. 22 Oct. 1959. *FRUS*, 1958-60, vol. 7, pt. 1, pp. 501-3.
- 17) Winand, op.cit. pp. 130-4.
- 18) NARA RG59/440.002/1857, Birgfield to State Dpt., 3 Aug. 1959; Tuthill to State Dpt., 11 Sept. 1959; Memo, of Conversation, 5 Oct. 1959; RG59/840.00/4396, Brussels to State Dpt., 11 Dec. 1959. Griffiths, op. cit., pp. 243, 245-6.
- 19) NARA RG59/440.002/1858, memo. by Herter for the President, 24 Nov. 1959. Griffiths, op. cit., pp. 243-4. Giauque, op. cit., pp. 103-4.
- 20) ディロン訪問の詳細記録は NARA RG59/Lot64, D560/206/CF1548, Dillon's Visit to Western Europe, Dec. 1959.
- 21) TNA T234/717, Washington to FO, 27 Nov. 1959.
- 22) TNA T234/717, Makins to Clarke, 1 Dec. 1959.
- 23) TNA CAB130/167, GEN.698/1st, 7 Dec. 1959. CAB130/155, GEN.671/18th, 3 Dec. 1959.
- 24) TNA PREM11/2870, record of mtg., 7 Dec. 1959. NARA RG59/440.002/1858, memo. of conversation, 8 Dec. 1959.
- 25) TNA CAB21/3325, Macmillan to Heathcoat-Amory, 10 Dec. 1959.
- 26) TNA CAB128/33, CC (59) 63, 15 Dec. 1959. 小川前掲書, pp. 211-2.
- 27) TNA CAB129/99, C (59) 188, 14 Dec. 1959. Giauque, op. cit., p. 105. Winand, op. cit., pp. 134. Griffiths, op. cit., p. 244.
- 28) TNA T234/721, Ellis Rees to Clarke, 17 Dec. 1959. NARA RG59/Lot 64 D560/205/CF1548, Paris to State Dpt., 9 Dec. 1959; Brussels to State Dpt., 11 Dec. 1959; Bonn to State Dpt., 11 Dec. 1959; Paris to State Dpt., Dec. 15, 1959; RG59/840.00/4397, Dillon to Herter, 15 Dec. 1959; Dillon to Eisenhower, 16 Dec. 1959. Winand, op. cit., pp. 134-5. Griffiths, op. cit., p. 244.
- 29) NARA RG59/440.002/1859, Herter to State Department, 19 Dec. 1959. *FRUS*, 1958-60, vol.7, pt. 1, pp.222-3. Griffiths, op. cit., p. 244.
- 30) TNA FO371/150150, UK del. to OEEC to FO, 13 Jan. 1960; FO371/150153, draft minutes of the Special Economic Committee, 12-13 Jan. 1960; FO371/150154, resolutions by the Special Economic

- Committee, 13 Jan. 1960; record of meeting of the Committee of the Twenty, 14 Jan. 1960. NARA RG59/Lot64 D559/Box209/CF1582, minutes of the 458th mtg, of OEEC Council, 14 Jan. 1960; RG59/374.800/609, Paris to State Dpt., 14 Jan. 1960. *FRUS*, 1958-60, vol. 7, pt. 1, pp.226-7. Masujima, op. cit., pp. 74-5, 78, 83-4. Griffiths, op. cit., pp. 245-6. Winand, op. cit., pp. 134-5. 小川前掲書, p. 213. G4の構成員は, 米 NATO およびヨーロッパ地域機構常駐代表バージェス, 英外務次官代理 (経済担当) ゴア=ブース, 仏大蔵省対外貿易局長クラピエ, ギリシャ銀行総裁ゾロタス。DAGは米英仏独伊白葡加の8カ国とEEC委員会により構成されたが3月の第1回会合より日本も参加した。
- 31) TNA CAB128/34, CC (60) 2, 18 Jan. 1960; CAB129/100, C (60) 6, 9 Feb. 1960; FO371/150154, UK del. to OEEC to FO, 28 Jan. 1960; T234/719, minute by Gore-Booth, 19 Jan. 1960.
- 32) TNA CAB21/3326, summary record of mtgs., 29-30 Mar. 1960; CAB134/1852, (ES) (E) (60) 2nd, 6 Apr. 1960; CAB134/1819, EQ (60) 5th, 8 Apr. 1960; CAB134/1820, EQ (60) 31, 17 June 1960; CAB134/1852, ES (E) (60) 10, 17 June 1960. *FRUS*, 1958-60, vol. 7, pt. 1, pp. 256, 263. 小川前掲書, pp. 217, 226-7.
- 33) TNA FO371/150076, Gore-Booth to FO, 29 Jan. 1960; FO371/150077, 2nd mtg. of GOFE, 29 Jan. 1960; CAB134/1819, EQ (60) 5, 8 Feb. 1960. NARA RG59/374.800/609, Paris to State Dpt., 17 Feb. 1960; memo. of conversation, 26 Feb. 1960; Griffiths, op. cit., p. 246. Masujima, op.cit., pp. 74-7, 81-3.
- 34) *A Remodelled Economic Organisation; A Report by the Group of Four* (Paris, Apr. 1960). TNA CAB134/1820, EQ (60) 17, 18 & 19, 22, 27 & 28 Apr. 1960; FO371/150091, Gore-Booth to FO, 20 Apr. 1960. G4の議論の過程は TNA BT11/5574. Griffiths, op. cit., pp. 246-8.
- 35) TNA CAB134/1819, EQ (60) 6th, 29 Apr. 1960; CAB134/1824, EQ (O) (60) 40, 19 May 1960.
- 36) TNA FO371/150093, Laver to Holliday, 4 May 1960; Gore-Booth to FO, 11 May 1960; FO371/150094, Cullen to Holliday, 9 May 1960; Berne to FO, 14 May 1960; CAB134/1824, EQ (O) (60) 39, 20 May 1960; EQ (O) (60) 41, 25 May 1960. Griffiths, op. cit., pp. 247-9.
- 37) TNA T299/58, UK del. to OEEC to FO, 26 May 1960; CAB134/1824, EQ (O) (60) 48, 2 June 1960; FO371/150094, Rich to FO, 16 May 1960; FO371/150097, UK del. to OEEC to FO, 24 May 1960; FO371/150098, Hankey to Lloyd, 1 June 1960. NARA RG59/374.800/610, Paris to State Dpt., 28 May 1960. *FRUS*, 1958-60, vol. 7, pt. 1, p. 282. Griffiths, op. cit., pp. 249-50.
- 38) Griffiths, op. cit., p. 250. 作業部会の活動は TNA FO371/150098-150102 および FO371/150245-150247. 作業部会報告は NARA RG59/Lot64 D559/Box229/CF1725, OECD (60) 5 & Annex I - IV, 9 July 1960.
- 39) TNA CAB134/1853, ES (E) (60) 16, 14 June 1960. Masujima, op. cit., p. 84. 小川前掲書, pp. 226-7.
- 40) TNA CAB128/34, CC (60) 44, 21 July 1960.
- 41) TNA CAB21-3326, OECD (60) 9 (Final), 23 July 1960; FO371/150250, OECD (60) 17, 29 July 1960. FO371/150104, record of mtg., of 20 Ministers, 22-23 July 1960; Hankey to Home, 4 Aug. 1960. 米側の記録は NARA RG59/374.800/611. Griffiths, op. cit., p. 250. 小川前掲書, pp. 264-5. Masujima, op. cit., p. 84.
- 42) 小川前掲書, pp. 218-9. NARA RG59/Lot64 D559/214/CF1618, memo. of conversation, 28 Mar. 1960. *FRUS*, 1958-60, vol. 7, pt. 1, pp. 271-8.
- 43) 小川前掲書, pp. 223-5, 228-30. TNA CAB134/1820, EQ (60) 27, 25 May 1960; CAB134/1819, EQ (60) 8th, 27 May 1960; CAB134/1853, ES (E) (60) 17, 6 July 1960; CAB128/34, CC (60) 41, 13 July 1961.
- 44) 小川前掲書, pp. 254-5, 258-65. TNA CAB134/1819, EQ (60) 9th, 30 Aug. 1960; FO371/150169, Bonn to

- FO, telegram 6 Sept. 1960; Barclay to Ashley Clarke, 21 Sept. 1960; CAB128/34, CC (60) 41, 13 July 1960; CC (60) 51, 22 Sept. 1960; CAB134/1820, EQ (60) 35, 25 Oct. 1960.
- 45) NARA RG59/374.800/612, State Dpt. to Paris, 4 Nov. 1960. TNA CAB129/103, C (60) 183, 6 Dec. 1960; CAB128/34, CC (60) 62, 8 Dec. 1960. Masujima, *op. cit.*, p. 84. 準備委員会の活動と調印までの経緯は TNA FO371/150248-150251.
- 46) TNA FO371/150112, minutes of the Ministerial mtg., 13 Dec. 1960; UK del. to OEEC to FO, 14 Dec. 1960. NARA RG59/ Lot64 D559/239/CF1795, OECD (60) 21 (Final), 24 Nov. 1960; OECD (60) 23, 9 Dec. 1960; RG59/ Lot64 D559/239/CF1794, Communiqué of OECD Ministerial mtg., 13 Dec. 1960. *Cmnd. 1257, Convention of the OECD*, (London; HMSO, 1960). 小川前掲書, pp. 264-5. Griffiths, *op. cit.*, p. 250. Giauque, *op. cit.*, p. 106.
- 47) 小川前掲書, pp. 262-5. TNA PREM11/3325, Memorandum by the Prime Minister, 29 Dec. 1960 to 3 Jan. 1961.

(益田 実, 立命館大学国際関係学部教授)

The Reorganization of the OEEC and Anglo-American Relations, 1959-1961.

In December 1959, the United States Government put forward an initiative to reorganize the Organization for European Economic Co-operation (OEEC) into a new, remodeled transatlantic economic organization with full US membership. In doing so, the US Government aimed to promote closer co-ordination of general economic policies and aid to developing countries among the Western industrialized countries. At that time, Western Europe was on the verge of economic division between the Six EEC countries and the Seven EFTA countries. Britain, as the leader of the latter group of countries, hoped to use this American initiative to promote closer co-operation and eventual integration of the Six and the Seven into a Western European Free Trade Area of OEEC countries. The United States, however, together with the French, tried to minimize trade functions of the OEEC, preferring to deal with trade matters in GATT. In negotiations among 20 North Atlantic countries over the reorganization of the OEEC, which reached a conclusion in December 1960 with the signing of the OECD convention, Britain's effort to bring Americans closer to the side of the Seven failed and the OECD became a powerless body in terms of liberalizing intra-European trade. This article aims to describe in detail Britain's reaction to the American initiative and argues that the reorganization of the OEEC into the OECD contributed to the change in British policy towards European integration and her eventual application for EEC membership in July 1961.

(MASUDA, Minoru, Professor, College of International Relations, Ritsumeikan University)

